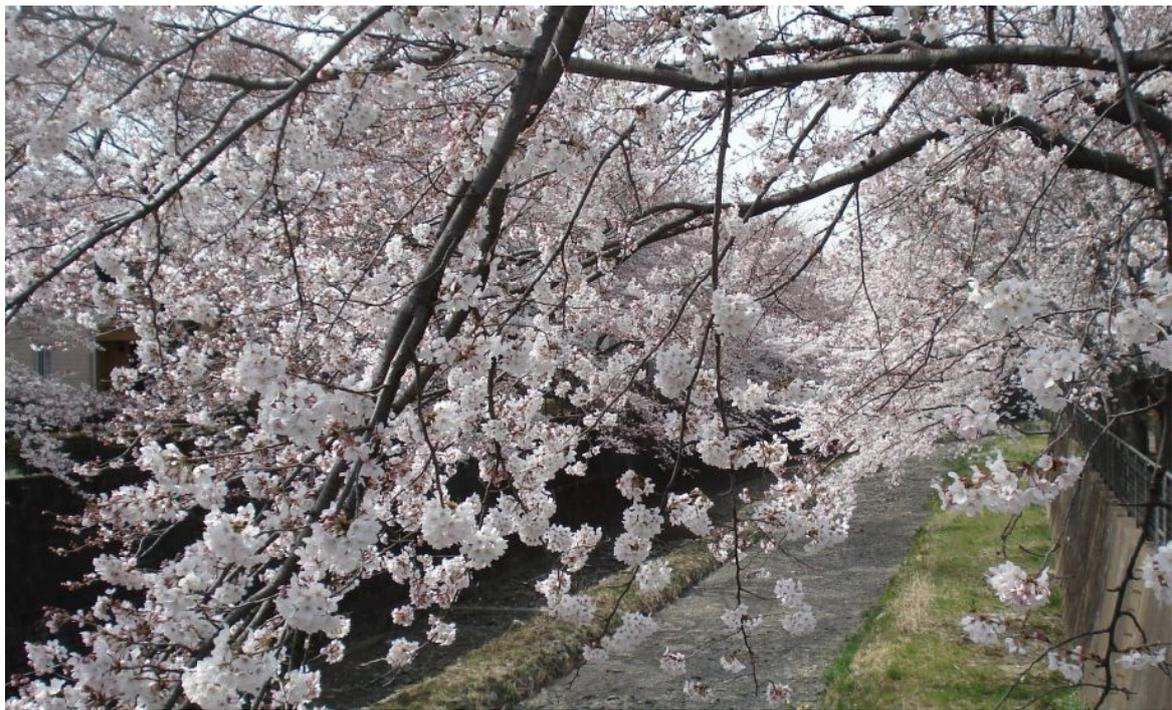


健保ニュース 第175号

日本電子健康保険組合

ホームページアドレス <http://www.jeol-kenpo.com/>



昭島製作所近くの残堀川の桜

健保組合は設立45周年を迎えます

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、多数の死傷者を出すとともに、全国のライフラインに重大な影響を及ぼす大惨事となりました。被害に遭われた皆様には心からお見舞い申し上げます。未曾有の大惨事の今こそ日本の底力が問われます。復興のために何ができるかを考えていくときです。

さて、いま全国の健保組合が厳しい財政運営を強いられています。当組合も例外ではなく、平成22年度に引き続き平成23年度も保険料率の改定を実施せざるを得ませんでした。

その最大の要因は、平成20年度から始まった高齢者医療制度です。民間企業が主体の健康保険組合は国民健康保険等と比べればまだ財政に余裕があると政府はみており、増大する医療費に対して健康保険組合に多くの負担を求めて来ました。健康保険組合の上位団体である健康保険組合連合会は、更なる負担は健康保険制度そのものの崩壊を招くとして強く反対しています。当組合もこれに賛同します。

日本電子健康保険組合は昭和41年（1966年）6月1日に設立されました。まもなく満45年を迎えます。これまでの45年間でさまざまなことがありましたが、今が一番厳しいときであることは間違いありません。この困難を乗り越え、存続することが当組合にとってこれまで積み重ねてきた45年の歴史以上に重要であると認識しています。そのためには組合員である社員や家族の皆様の協力が必要です。ぜひ、ご理解・ご支援をよろしくお願いいたします。

健康保険料率・介護保険料率の改定

去る2月14日に開催した第114回組合会において、平成23年度事業計画および収入支出予算の審議に先立ち、健康保険料率および介護保険料率改定の審議を行い、それぞれ以下のとおり引き上げることを決議しました。健康保険料率の改定は平成22年度に続いて2年連続となります。介護保険料率の改定は平成17年度以来6年ぶりとなります。

1. 健康保険料率

負担割合	変更後	変更前
事業主	51.5/1000	46/1000
被保険者	43.5/1000	38/1000
計	95/1000	84/1000

2. 介護保険料率

負担割合	変更後	変更前
事業主	6/1000	5/1000
被保険者	6/1000	5/1000
計	12/1000	10/1000

変更後の保険料率は平成23年3月分保険料（4月徴収分）から適用します。

任意継続被保険者は平成23年4月分保険料から適用となります。

付加給付の改定

第114回組合会において、付加給付の改定も決議しました。

付加給付とは、法令で定められた給付額に、健保組合が独自に上乗せして支給することかできる制度です。健保財政の厳しさを踏まえ、近隣組合の状況を確認し、次のように変更しました。

1. 自己負担限度額の引き上げ

従来は1ヶ月間に医療機関等に払った自己負担額が20,000円を超えると、超えた額を支給していました。この20,000円を、平成23年4月診療分から25,000円に変更しました。

＜対象となるもの＞ 一部負担還元金、訪問看護療養費付加金、家族訪問看護療養費付加金、家族療養費付加金、合算高額療養費付加金

2. 傷病手当金付加金の支給率変更

傷病で会社を休んだときの休業補償である傷病手当金は、法令で1日につき「標準報酬日額の3分の2」と定められています。これに当組合が上乗せしている傷病手当金付加金「標準報酬日額の100分の25」を、平成23年4月休業分から「標準報酬日額の100分の85から、法定の傷病手当金を控除した額」に変更しました。実質的には「標準報酬日額の約100分の18」になります。

平成23年度 事業計画・収入支出予算

保険料率改定により黒字に転換する見通し

去る2月14日に開催の第114回組合会において、健康保険料率・介護保険料率の改定および付加給付の改定に続いて、平成23年度事業計画・収入支出予算を決議しました。

この結果、平成18年度から5年連続で赤字を続けていた一般勘定は単年度では黒字に転換する見通しです。ただし、過去の赤字補填のために取り崩した積立金を全て回復するには至りません。

1. 高齢者医療制度の影響

平成20年度から施行された高齢者医療制度により、前期高齢者納付金・後期高齢者支援金の増加傾向が続き、全国の健保組合の財政を圧迫しています。

当組合では、平成23年度予算において納付金総額が597,863千円となり、平成22年と比較し若干減少しましたが、高額であることは変わらず、財政圧迫の主因となっています。

2. 予算編成状況

平成22年度は支出に見合った収入を得る目的で健康保険料率改定を実施しました。ところが、不況による標準報酬月額・標準賞与額の減により、保険料収入が予測外の減収となり、平成22年度も大幅な赤字となりました。この赤字の補填のために、平成21年度に本来取り崩してはならない法定準備金を取り崩した例外措置を、平成22年度も行わなければならなくなりました。

法定準備金の取り崩しに当っては、厚生労働省に相談した結果、平成23年度に規定額の3分の2まで積み戻す予算を策定する前提で、やむを得ないとの指導を受けました。この指導を実現するためには、さらなる保険料率の改定が必要になりました。そのために、前ページに記載したとおりの保険料率の改定を行いました。

各予算科目ごとの金額は次ページの「平成23年度 収入支出予算概要表」をご覧ください。

平成24年度以降は、各種状況を確認しながら、法定準備金を全て積み戻し、健全な財政運営に向けて必要な施策を展開していきます。

3. 保健事業

厳しい財政状況の中で一部事業の中止や凍結を行います。

具体的には、健保ニュースの紙配布を中止／健康者表彰を中止／各種検診自己負担額見直し／歯科健診を次年度に先送り／ウォーキング運動を中止／契約保養所の口数減、等です。

4. 介護保険

平成22年度は介護保険料収入を納付金が上回り、不足分は介護準備金で補填しました。

平成23年度予算でも、従来介護保険料率では、収入を支出が大きく上回るため、介護保険料率を前ページのとおり改定しました。ただし、これでも赤字が見込まれますので、不足分は介護準備金の更なる取り崩しで賄います。

平成23年度 収入支出予算概要表

[一般勘定]

収入の部

科 目	予算額 (千円)
健康保険料収入	1,552,325
保険料	1,551,877
国庫負担金収入	448
* 調整保険料収入	21,730
繰入金	2,000
退職積立金繰入	2,000
国庫補助金収入	870
* 拠出金負担助成金	2
特定健診指導助成金	868
* 財政調整事業交付金	17,355
雑収入	4,795
利子収入	524
施設利用料	2,790
その他	1,481
収入合計	1,599,075
経常収入 (*を除く)	1,559,988

支出の部

科 目	予算額 (千円)
事務所費	37,831
組合会費	432
保険給付費	745,090
法定給付費	712,240
付加給付費	32,850
納付金	597,863
前期高齢者納付金	227,826
後期高齢者支援金	308,464
退職者給付拠出金	61,361
老人保健拠出金	212
保健事業費	99,134
還付金	102
保険料還付金	100
* 調整保険料還付金	2
* 財政調整事業拠出金	21,730
連合会費	841
積立金	2,000
その他	400
* 予備費	93,652
支出合計	1,599,075
経常支出 (*を除く)	1,483,691
経常収支差	76,297

[介護勘定]

収入の部

科 目	予算額 (千円)
介護保険収入	119,898
繰越金	902
繰入金	25,000
雑収入	5
収入合計	145,805

支出の部

科 目	予算額 (千円)
介護納付金	139,525
介護保険料還付金	300
積立金	5,980
支出合計	145,805

[事務局だより]

東日本大震災に被災した皆様へ

平成23年3月11日発生の東日本大震災に被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。被災された皆様には、厚生労働省より次の特例措置が講じられています。

1. 健康保険証（被保険者証）を医療機関の窓口で掲示できない場合

被災により健康保険証を消失あるいは家屋に残したまま避難している場合、氏名、生年月日、事業所名を医療機関の窓口で申告すれば受診が可能です。国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者も住所を申し立てることにより同様の取扱いとなります。

2. 自己負担分の支払いの猶予

定められた条件に該当する人に、保険医療機関等での窓口および入院時の自己負担分（1～3割）の支払いが猶予されます。猶予された自己負担分は、後日健康保険組合から被保険者に請求します。対象となる人の条件等は、健康保険組合に直接お問い合わせください。

健康保険の減少手続きをお忘れなく

4月は就職シーズンです。被扶養者になっている方が就職したら、被扶養者の減少手続きを速やかにしてください。

手続きは被扶養者異動届と一緒に就職した方の健康保険証を添えて、各事業所の担当部署に提出してください。なお、被扶養者異動届の用紙は当健保組合ホームページ (<http://www.jeol-kenpo.com/>) からダウンロードすることができます。

扶養対象外の方がいらっしゃるにもかかわらず減少手続きをしていない場合は、別途医療費や健診料等の返還が発生することがあります。

被扶養者再認定調査を実施しました

昨年10月に被扶養者再認定調査を行いました。健康保険の被扶養者になっていて、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載されていない人には、健保組合から直接、調査票を送り、再認定に必要な書類の提出をお願いしました。

その結果、調査対象54名のうち13名が被扶養者に該当しないことが判明しました。理由は、就職によるものが9名、収入増加が4名でした。お忙しい中、調査にご協力いただきありがとうございました。

生活習慣病予防健康診断の開始

毎年事業主と共同で実施している生活習慣病予防健康診断を、今年度も5月中旬から開始します。詳細については、事業所の担当者から案内があります。任意継続被保険者には健保組合から4月下旬に案内書をお送りします。

主婦健康診断のご案内

奥様方を対象とした主婦健康診断を、今年度も実施します。詳しい案内書は5月中旬頃にご自宅へ郵送します。健診機関によって実施期間に違いがありますので、案内書でご確認ください。

70～74歳の医療費自己負担軽減を1年延長

70～74歳の医療費自己負担は2割（現役並み所得者は3割）と決まっています。

このうち2割負担の人は1割負担に据え置かれていました。この据え置き措置が、平成24年3月まで1年延長されました。該当する人には、健康保険高齢受給者証の有効期限を変更して配布しました。

公告第290号 任意継続被保険者の標準報酬月額上限

健康保険法第47条第2項の規定に基づき、平成23年度の任意継続被保険者の標準報酬月額上限は、410千円になりましたので公告します。なお、前年度は440千円でした。

公告第293号 事業所の編入

下記の事業所を、当組合の適用事業所として編入したので公告します。

記

事業所名 株式会社 JEOL RESONANCE

編入年月日 平成23年4月1日

組合の現勢（平成23年3月末現在）

一般保険		介護保険	
被保険者数	3,052名	該当被保険者数	1,554名
男子	2,608名	男子	1,380名
女子	444名	女子	174名
被扶養者数	3,274名	該当被扶養者数	827名
男子	1,038名	男子	2名
女子	2,236名	女子	825名

編集後記

- ① 1000年に一度ともいわれる大地震と、襲来した大津波、さらに安全神話が崩れた原発事故。未曾有の災害が日本を襲いました。そのような悲劇の中でも、礼節をわきまえた被災者の姿が世界中で賞賛されています。日本人が持っている素晴らしさをあらためて認識することができました。日本は必ず復興します。
- ② 健保ニュースを紙印刷から電子データに代えて、初めての発行になります。未熟な点は次号への課題といたします。

平成23年4月20日発行

日本電子健康保険組合

〒196-8558 東京都昭島市武蔵野三丁目1番2号

編集・発行責任者／福島一則